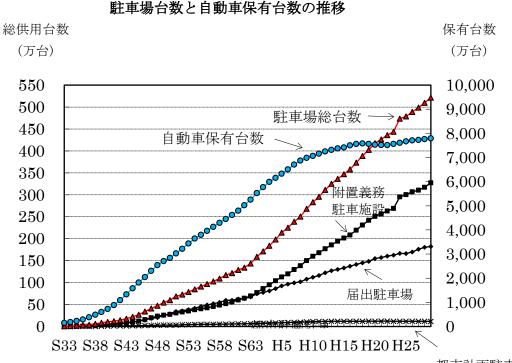
以下は当日(2020.1.23)配布資料からの抜粋です。



都市計画駐車場

(1) 駐車場施策の基本的考え方

量的、質的な観点から、まちづくりの一環として駐車場施策に取り組むべきである。

(2) 駐車場の量的供給の適正化

- ・駐車場整備に関する計画の作成やその実現に向けた取組を円滑に推進するため、駐車需要量及び 駐車供給量等に関する情報・データは、継続的な調査による把握、関係者で共有することが必要。
- ・将来予測においても同様に、エリア別・用途別・時間帯別等、きめ細かい需要予測がなされるこ とが望ましい。

(3) 駐車場の供給量を適正化

- ・附置義務駐車場の原単位の見直し <地区別、用途別等で原単位を見直し>
- ・地域ルールの策定 <地域の特性に応じた特別なルールの導入、駐車場の集約整備>
- 都市再生駐車施設配置計画制度等を通じた附置義務駐車場の適正化

(4) まちづくりと連携した駐車場施策

- ・駐車場のあり方・施策の検討に際して、まず、自らの都市が目指すべき将来の都市像を明確化
- ・来訪者が安心して快適に移動できるよう、歩行者優先エリアを設定し、歩行者中心の賑わいある 街路空間を構築
- ・歩行者中心の街路空間とする、トランジットモール化する等、それぞれの街路ごとに「性格づけ」
- ・歩行者を優先する通りにおいては、駐車場の立地規制を実施

(5) 駐車場の配置の適正化に資する仕組み

- ・附置義務駐車場制度の緩和・隔地駐車場 (供給量の原単位の見直し、小規模建築物については 附置義務駐車場の対象外とする等)
- ・立地適正化計画において駐車場配置適正化区域を設ける方法や、「まちづくり条例」等により、 賑わいのある歩行者中心の街路に面した場所については駐車場の入口をコントロールするよう な仕組み、景観地区等の規制に併せて駐車場のコントロールを行うことも考えられる。

- ・民間によるまちづくりの取組との連携
 - *市町村がまちづくり団体に公的な位置づけを与える『都市再生推進法人』制度
 - *オープンカフェ等の占用許可基準を緩和する『道路占用許可の特例』制度 その他
- (6) 標準駐車場条例の改正(平成 26 年 8 月 1 日都市局長通知)
- ・附置義務の原単位を緩和できるパターン(今回(3)を追加)
- (1) 市長が特に必要と認めて、別に附置義務基準を定めた地区において、当該基準により駐車施設を附置する場合(地域特性型)
- (2) 一定規模を超える建築物の建築を行う場合に、周辺の交通特性等を踏まえて、規則で定める方法(例えば、大規模開発マニュアル)により算定された台数の駐車施設を附置する場合(個別評価型) ※平成24年追加
- (3) 鉄道駅やバスターミナルからの距離等を考慮して駐車需要が低いと市長が認めた建築物について、市長が定める割合をもとに算定した駐車施設を附置する場合(公共交通近接型)

(7) 附置義務緩和規定の制定状況

- ・特定エリアにおける緩和措置の例
 - *平成14年に附置義務条例を改正
 - -地域ルールに関する特例を新設(※現在、銀座・大丸有・渋谷・新宿・東京・品川・環2に おいて地域ルールが適用)
 - *平成26年に附置義務条例を改正
 - 附置義務の緩和 (300 m²→350 m²につき1台 (区部の共同住宅)等)
 - 一既存建築物についても附置義務を緩和し、備蓄倉庫や駐輪場等への転用を可能にする。
 - ○東京都駐車場条例(抄)

(駐車機能集約区域及び集約駐車施設に関する特例)

第17条の6 特別区又は市が、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第7条第1項の規定により作成した低炭素まちづくり計画において、同条第3項第1号に規定する駐車機能集約区域及び集約駐車施設に関する事項を記載し、かつ、当該区域内において建築物を新築し、増築し、又は用途の変更をしようとする者が附置すべき駐車施設又は荷さばきのための駐車施設に関する条例を当該特別区又は市が定めた場合であって、当該区域が駐車場整備地区等、周辺地区及び自動車ふくそう地区内に存するときは、当該区域内においては、第17条から前条までの規定は適用しない。

- ・通りに面する駐車場の設置を禁止した事例(横浜市)
 - <元町通りまちづくり協定(地域まちづくり推進条例に基づく認定ルール)>
 - *元町通りに面する1階部分の駐車場・駐輪場・車路の設置を禁止
 - *元町通りでの荷捌きは原則として禁止。やむを得ず行う場合は、近隣の迷惑や歩行者の通行の妨げとならないよう、短時間で行うこと
 - *店主や従業員が通勤に車を使用する場合は、必ず周辺に駐車場を確保し、近隣および歩行者の安全に配慮すること
 - *通勤等でバイク、自転車を使用する場合、敷地内あるいは周辺に必ず駐輪場を確保すること

(8) 大店立地法で定められた台数との整合性について

- ・商業店舗における駐車場の整備台数に関しては、駐車場法に基づく各自治体の附置義務条例に示された台数算定方法の他にも、大規模小売店舗立地法における駐車場の必要台数の計算式が示されている。
- ・例えば、渋谷地区駐車場地域ルールにおいて、大店立地法の適用を受ける建築物であっても、立 地指針に示される特別の事情として既存類似点のデータなどを根拠とする方法で算出すること ができる旨が、運用マニュアルに明記されており、大店立地法による整備台数確保が必ずしも必 要でないことが示されているので参考とされたい。■ (抜粋/木村)